



# 鳥取県公報

平成 23 年 5 月 10 日 (火)  
第 8 2 9 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (280) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (281) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の休止の届出 (282) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (283) (〃) . . . . . 2
	種畜証明書の有効期間の延長 (284) (畜産課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (285) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (286) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (287) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (288) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (289) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (290) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (291) (〃) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目22	平成23年4月1日
山崎整形外科クリニック	米子市夜見町2446-1	平成23年4月20日

## 鳥取県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
西長 史郎	鳥取市市場165-18	レイス治療院鳥取	鳥取市雲山225-13	平成23年4月25日
河嶋 小百合	鳥取市富安一丁目218	〃	〃	〃

## 鳥取県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	休止年月日
せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	平成23年3月31日

## 鳥取県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目22	平成23年3月31日
加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎266-3	〃

**鳥取県告示第284号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の有効期間を延長する旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

有効期間を延長する種畜証明書の番号	延長後の有効期間
平成22鳥取県1第10から平成22鳥取県1第29号まで	平成23年度の家畜改良増殖法第4条第1項本文の規定により独立行政法人家畜改良センターが定期に行う検査の日まで

**鳥取県告示第285号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ジー・エム・シー	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁目162	平成23年4月25日	通所介護
合同会社しろくま総務	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大字智頭1815-7	平成23年5月1日	〃

**鳥取県告示第286号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ジー・エム・シー	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁目162	平成23年4月25日	介護予防通所介護

合同会社しろくま総務	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大字智頭1815-7	平成23年5月1日	〃
------------	-----------	------------------	-----------	---

**鳥取県告示第287号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人養和会	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	平成23年5月1日	訪問介護

**鳥取県告示第288号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
医療法人養和会	居宅介護支援センター仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	平成23年5月1日

**鳥取県告示第289号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人養和会	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	平成23年5月1日	介護予防訪問介護

**鳥取県告示第290号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅

サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
藤田幸一	江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	平成23年4月26日	居宅療養管理指導

### 鳥取県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
藤田幸一	江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	平成23年4月26日	介護予防居宅療養管理指導

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン賃貸借等

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| ア ノート型パーソナルコンピュータ（借入）    | 1,524台 |
| イ デスクトップ型パーソナルコンピュータ（借入） | 9台     |
| ウ ソフトウェア、ライセンス等（購入）      | 一式     |

#### (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

平成23年9月1日から平成27年8月31日までとする。ただし、平成24年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## (4) 納入期限

平成23年8月26日（金）

ただし、賃借料は同年9月1日から支払うものとする。

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年5月17日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成23年5月10日（火）から同年6月3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成23年5月10日（火）から同年6月3日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

## 4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7613、7614又は7615

## (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年5月10日（火）から同月24日（火）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成23年5月10日（火）から同月23日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月24日（火）の午前9時から正午まで

## イ 交付場所

（1）に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成23年5月27日（金）午前11時から同年6月3日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月2日（木）午後5時までとする。）

## イ 開札日時

平成23年6月3日（金）午後1時

## ウ 場所

（1）に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成23年5月24日（火）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の

全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

1,524 sets of notebook-type computers to be leased

9 sets of desktop-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) May 24, 2011 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 3, 2011 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 2, 2011 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Planning Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7615

E-mail : jouhou@pref.tottori.jp